

課税明細【2】

年度	区	通知書番号	組合番号

● 税額の内訳

内 訳 (千円)	市 民 税 (円)	県 民 税 (円)
課税標準額①		
総所得金額()		
山林・退職所得金額()		
短期譲渡所得金額()		
長期譲渡所得金額()		
株式等/配当/先物所得()		
条約利子・配当所得()		
税額控除前所得割額②		
税額控除額計③		
税額控除後所得割額④(②-③)		
均等割額⑤		
減免額⑥(コード)		
差引税額⑦(④+⑤-⑥)		
森林環境税額(円)		
年 税 額 (円)		

定額減税控除済額 ○円
控除外額 ○円

● 税額控除額③の内訳

区 分	市 民 税 (円)	県 民 税 (円)
調 整		
配 当		
住宅借入金等		
寄 附 金		
外国税額		
配当割株譲割		
所得割調整		
合 計③		

● 減免について

減免コードを記載しているときは、市税条例に定める軽減をしています。

コード	説 明
31	所得割が非課税になっています。
61 63 64 67	寡婦、ひとり親、障害者、未成年者に該当し、一定の所得要件を満たす方については所得割額及び均等割額を5割減額しています。
41	所得が激減された方について、申請にもとづき減額しています。

備 考

● 特別徴収を行う公的年金の支払者の名称と種類

支払者の名称	
公的年金の種類	

● 税額の計算方法

市民税・県民税額は、前年中の所得について、次の方法によって計算します。

$$\begin{array}{|c|c|} \hline \text{市民税} & \text{均等割額} \\ \hline \text{県民税} & \text{均等割額} \\ \hline \text{市民税} & 3,400\text{円} \\ \hline \text{県民税} & 1,800\text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{市民税} \\ \hline \text{県民税} \\ \hline \end{array} \text{減免額} = \begin{array}{|c|} \hline \text{市民税} \\ \hline \text{県民税} \\ \hline \end{array} \text{年税額}$$

※令和6年度より、市民税・県民税年税額とあわせて森林環境税が課税されます。

※課税標準額①に係る市民税・県民税額は、税額控除後所得割額④の内訳を表示しています。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準額①} \\ \hline \text{(所得金額A-所得控除B)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{市民税} \\ \hline \text{県民税} \\ \hline \end{array} \text{の税率} - \text{税額控除額③} \rightarrow \begin{array}{|c|} \hline \text{市民税} \\ \hline \text{県民税} \\ \hline \end{array} \text{所得割額}$$